

# ドイツ語・日本語政治討論と論証様式\*

Argumentationsmuster in der deutschen und Japanischen Gesellschaft

宮内 敬太郎

Keitaro Miyauchi

## <Abstract>

Ziel des vorliegenden Beitrages ist es, auf der Grundlage von politischen TV-Diskussionen in Deutschland und in Japan Aufschluss über mögliche Argumentationsmuster und über nonverbales Verhalten hinsichtlich dieser Sprechfähigkeit in den beiden Gesellschaften zu erhalten und empirisch zu beschreiben. Bei kontrastiver Analyse hat sich ergeben, dass im Deutschen der Argumentationsstil, zuerst eine These aufzustellen und dann erst die Begründung dafür, zu überwiegen scheint, während im Japanischen diese Argumentationsweise in nur ca. 60 % festzustellen ist, eine Umkehr dieser Reihenfolge jedoch in rund 36 % aller Fälle. Des weiteren ist anzumerken, dass als "Hörersignal" in der japanischen Diskussion oft ein Kopfnicken beobachtbar ist, während bei deutschen Politikern das Zuhören ohne diese Geste mit Blickkontakt zum Redner als unmarkiertes Verhalten zu gelten scheint.

## 0 序

日常の相互行為は各社会で人間関係を作り出し、維持、調整、発展させる上で不可欠な機能を果たしている。これを推進させる言語活動および非言語行動には各言語共同体で歴史的に形成された文化的特性が蓄積されて形成された種々の「社会的仕組み」(Lee, J. R. E. 1978, Scollon, R./Scollon, W. S. 1992) が顕著に現れると想定できる。なおこれら「仕組み」の具体的な例としては場に応じた話題の選定、発言権の取り方、これと関連した発話重複の際の応対、反論、同意などを表す言語表現、発言の修正の仕方や、自己主張や反論などに代表される思考の進め方の様式等が挙げられる。

本稿では対面相互行為の一形態と位置づけられる対話 (Dialog) のうち、ドイツおよび日本で政治家をはじめ種々の専門家が行う政治討論を言語資料にして思考の進め方、すなわち自己主張を行う際、初めに結論を述べたうえで、その後に関連した事実や事例等を挙げて根拠づけ (= 論証) を行うのが一般的な様式か、または最初に本題に関する背景や条件等を説明して最後に結論を

---

\* 本稿は2005年10月10日に日本独文学会秋季研究発表会で口頭発表を行った草稿に加筆して起草されたものである。なお本研究は平成16年度、17年度科研費助成を得て推進されている。

述べる様式が優勢かといった論証様式に焦点を絞って対照的な考察を行う。

本論ではこの論証様式に関しては社会、言語の違いによって存在するという見解に立ち、まずドイツ母語話者の場合は結論を冒頭に提示し、その後に論拠を挙げて論証を行うパターンが一般的であると推論できる。この点、日本語母語話者ではどのような様式が支配的であるか殆ど解明されていない。そこで自己主張をする際、根拠付けを行う論証の仕方はどのような様式が一般的かを実際の政治討論を資料にしてまず解明し、記述を試みる。その際この言語行為に付随して現れる発話者・聞き手の視線など表情や手の動かし方、ポーズの取り方などの非言語行為が発話行為と相補関係を成すという視点に立ち、両社会でいかなる非言語行動がよく現れ、どのような意味づけがなされているか実証的な記述を行う。

## 1 社会と思考様式

Kaplan (1966: 10, 15 参照) は語順や思考の順序は言語に特有性があるという観点から、中国語母語話者やイギリス人の思考様式を米国の大学に留学する 600 人の外国人を対象に、彼らが書いた作文つまり書き言葉を分析して調査を行った。その分析結果から Kaplan は英語母語話者の情報の提示や思考の進め方などの談話スタイルを「直線的」、主に中国語母語話者を対象にした東南アジアの様式を「オリエンタル」と形容して、外側から中心に向かって「螺旋的」に考えを進めていく様式であると類型化している。なお相互行為の当事者になったヨーロッパ人にとっては「オリエンタル」な思考法は「間接的」で「一貫性がなく、旋回的」(Günthner 1993: 126 参照) で理解しにくいと批判が出されしている。ちなみにこの調査には日本語母語話者は含まれていない。

なおこの研究の結果に関してはまず調査法自体が単純であり、また英語で書かれた作文を資料に用いているのは問題であり、英語中心主義に陥っているという批判が出されている (メイナード 1997: 75)。加えてこれら思考の型を形容する「直線的」「螺旋的」等の類型化には明確な規定がなされておらず、印象的な命名に過ぎないという批判も提起されている (Günthner 1993: 126 参照、訳 宮内敬太郎)。

Hinds (1983, 1990) は論説等の書き言葉を言語資料にした日本語、中国語、タイ語、韓国語の談話構造に関する対照的研究を行った。その結果次のような結論を出している。すなわち英語母語話者では冒頭に結論を述べ、その後に根拠づけを行うという「演繹の様式 (“deductive pattern”）」が大多数を成す。これに対して中国語、タイ語母語話者等は、初めに主題に関する背景説明や理由づけを行い、終わり頃に結論を述べる「帰納法的様式 (“inductive pattern”）」が一般的である。また日本語話者はこのタイプに近くても結論を明言せず示唆するに留める「準帰納法的様式 (“pseudo-deductive pattern”）」が多数を占めると言う。なおここで Hinds は日本語のレトリックに関して「起承転結」的な構成が正統的になっていると見解を述べている (メイナード 2001: 76 参照)。しかしこの調査法に対しても多少の疑問は拭いきれない。それは

英語母語話者でない者が外国語である英語を使って作文を行う際、英語の思考法に影響される可能性は英語の習熟度に比例して強くなると見なすのが妥当であるからである。

Günthnerは中国語母語話者の思考の進め方を日常のドイツ語会話を対象にして調査した結果、中国語話者は1. 論題に関する背景の情報、2. 主張、3. 主張の裏づけ、4. 背景の情報説明の要約、5. 「それゆえ+結論」の構成で初めに論題に関する背景説明を行った後、徐々に結論に向かう論証様式が一般的であり、ドイツ語母語話者の場合は冒頭に結論または要点を述べてから根拠付けを行うパターンが圧倒的に多数を占めるという結論を出している (Günthner 1993: 136f. 訳 宮内)。ただGünthnerの研究成果に関してもドイツ母語話者でない者が外国語を用いて会話を行う場合、ドイツ語の思考法に干渉されている可能性は拭い去ることは出来ずやはり疑問は残る。

いずれにしてもこのような研究成果から導き出せる識見は、社会により談話スタイルの次元で優勢な様式がそれぞれ存在し、それと連携してそれぞれの言語共同体で自然な一貫性 (Kohärenz) と結束性 (Kohäsion) に関する了解が存在するという現実である。

## 2 論証と言語理論

### 2-1 論証行為

ここで「論証 (Argumentation)」とは、日常の談話や公的な討論などの相互行為の場で命題や公理、または証明を要しない経験的な事実を用いて導かれた論拠を前提にして、一つの論題 (提題) の真偽を結論づける言語行為であると規定する。「論証」はこの目的を達成するため「各個人が自分の立場への支持を得るため、対立する相手から支持を削り取っていく努力を指し、これを問題の次元、社会的な次元、言語表現の次元で継続的に交渉して行っていく談話ジャンル」(Schiffrin 1987: 35; メイナード 2001: 38-40 参照) であると了解する。この意味で「論証」とは常に主張と根拠づけ、あるいは反論の要素だけから成り立つ言語行動に限定せず、自己の立場を強化する表現技法や質問等によるストラテジーもこの枠組みに含まれると見なす (Schiffrin 1987: 40 参照)。なお論証には演繹的論証と帰納的な論証の二つの様式が区別できる。本稿ではこの言語行動の枠組みの中で、結論 (命題) — 根拠づけ (論証) がいかなる順序で提示されるかという点に焦点を絞って論考を行う。

### 2-2 論証行為と言語理論

ドイツの言語学が日常の相互行為における論証問題に取り組み始めたのは1970年代になってからと言われる。その先駆的な研究はS. Toulmin (1975) の“The Uses of Argument”により提起された日常言語の「現実に忠実な」記述を目指す分析モデルによって端著が開かれたと評価されている (Günthner 1993: 233f. 参照)。このToulmin (1975) の論証モデルは以下の6項のシェーマから成り立つ：1. ‘claim’: 「主張の提示」、2. ‘data’: 「事実の提示」、3. ‘warrant’:

事実の提示から主張の提示への移行を正当化する事項の「根拠づけ」、4. ‘backing’: 結論づけに利用した「規則の裏づけ」、5. ‘qualifier’: 事実の提示と規則の裏づけに関連づけられた「結論の資格付与」、6. ‘conditions of rebuttal’: 3. の効力を失わせる可能性のある「反証条件の提示」(Günthner 1993: 234 参照、訳 宮内)。

Günthner (1993) はこのモデルを用いて中国語とドイツ語母語話者の日常の自然な会話を資料にして談話分析を試みている。その結果この枠組みでは談話の収束は出来ないという結論に至った。その根拠に日常の会話における主張なり反論などには複雑で多義な発話が見出され、必ずしも ‘warrant’、 ‘backing’、 ‘conditions of rebuttal’ 等の範疇では把握できない点を挙げている (Günthner 1993: 235f. 参照)。なおこの他にも Toulmin のモデルでは複合的な意味・機能を有している日常の対話を把握することは難しいこと、さらにはこの古典的モデルには対人関係の重要な側面である「面子の配慮 (“face-work”)」のアスペクトが最初から組み込まれておらず、日常の論証構造は記述できないと指摘されている (Wunderlich 1980: 11, Günthner 1993: 237, Bouchara 2003: 149f. 参照、訳 宮内)。

本研究では1984年頃からフランス語の談話研究に構築された言語理論 “Genfer Modell” (“Genfer Schule”) をドイツ語および日本語の政治討論の分析に援用する。その理由としてこの言語理論は談話スタイル、特に論証の進め方に関する分析が単に統語論的基準からだけでなく、意味論的、語用論的視点からも行える利点が挙げられる。なお日本語談話分析には日本語を対象に開発されたモデルを援用できないか検討も行った。この点 P. ザトラウスキー (1993)、S. メイナード (2003, 2004) 等による電話での勧誘、新聞コラムを言語資料にした談話分析の先行研究が対象になった。しかしこれらのモデルは談話の局地的な構造の記述を主眼にしており、談話様式および論証構造の分析に適していない。

「ジュネーブ・モデル」とは「談話分析 (“Dialoganalyse”=DA)」と「会話分析 (“Konversationsanalyse”=KA)」の両パラダイムを基盤に据え、さらに理論的支柱に E. Goffman の相互行為理論、J. L. Austin と J. R. Searle の語用論および O. Ducrot の論証哲学を取り入れた言語理論である (Moeschler 1994: 69ff. 参照、訳 宮内)。ちなみに DA は KA とは異なり、人為的に作成した会話を資料にした分析を通じて演繹的に会話構造の再構成を目指す手法を旨とする。この点、「ジュネーブ・モデル」では KA と同様、あくまで社会の自然な相互行為を対象にして帰納法的方法論に基づく研究を重視する。

ジュネーブ・モデルは、会話は階位の異なるシークエンスの集合体から成り立つ階層構造を有するという前提に立ち、各発話は参加者各自が自由に企画できるのではなく「会話の線的特性」の中で「会話義務」および「結束性義務」に拘束された「プログラミング」の原理に主導されて生成されるという発想を骨子として成り立つ (Moeschler 1994: 74 参照、訳 宮内)。なお「会話義務」は論証に関して中心的な意味を担う概念である。これは一発話シークエンスがその前後の発話列との間で「会話義務」を充足させる度合いが会話全体の一貫性と結束性の強

さを規定するという内容を成す。また「結束性義務」とは発話の連続するシーケンスは相互に統語論的、意味論的、語用論的に一貫性と結束性を充足する義務があると規定する概念である。

談話分析に際してはこのような原理と概念を基盤にして以下の4種類の義務条件に照らして各発話シーケンスの適格性と整合性を試験する (Moeschler 1994: 82, 訳宮内)。

「話題性条件 (TB < die thematische Bedingung)」: 主導的構成素に対応する構成素はこれと同一の話題に関連していなければならない。

「命題性条件 (BPG < die Bedingung des propositionalen Gehalts)」: 主導的発話に対応する発話はこれと反意、含意または言い換え等の意味論的關係を保持する義務がある。

「発話内行為条件 (IB < die illokutionäre Bedingung)」: 主導的構成素に対応する発話の発話内的行為のタイプを規定する。すなわち該当する発話行為が依頼か質問か、あるいは同意ないしは反論の意図が明確に表現されているかを義務要件とする。

「論証方向条件 (BAO < die Bedingung der argumentativen Orientierung)」: 主導的構成素に対応する構成素はこれと同一の論証に関わる方向性を保持しなければならない。

これらの義務条件はさらに以下の「原理」に裏打ちされて機能する。まず包括的原理として主導的・応答構成素の「脈絡妥当性従属原理」が挙げられている。これは「応答構成素が連結義務条件を充たす度合いが強くなるほど、それだけ主導的構成素の脈絡上の整合性の強さを実証することを担保する。他方で応答構成素が連結義務条件を充足する度合いが少なくなるほど、それだけ明白に主導的構成素の脈絡上の非妥当性が明きらかになる」という解釈を権威づける。ちなみにこの原理は連結性と発話解釈は密接に表裏一体を成しており、各発話シーケンスの連結が妥当か否かは、常に主導的構成素に反映され、その脈絡に関する妥当性が後戻りする形で実証されるという仮説に基づき設定されている (Moeschler 1994: 83 参照、訳宮内)。この観点から各発話の分析はこれら義務条件を基準にして前後の脈絡、対象となる発話に対応する構成素の統語論的・語用論的機能を解釈しつつ進めていく。

なおこれと並行して同一話者のモノローク内部の連続するシーケンスの適格性を試験するために別枠でさらに3種類の義務条件を設定している。

「話題性条件 (TB < die thematische Bedingung)」: 「発話列」の最初の構成素で導入された主題に発話列の話題内容を合わせる義務。

「論証関係条件 (BAB < Bedingung der argumentativen Beziehung)」: 「発話列」の最初の構成素に対して適切な論証関係を作り出す構成素に接続させる義務。

「論証方向条件 (BAO < Bedingung der argumentativen Orientierung)」: 「発話列」の最初の構成素の論証方向性に矛盾しない構成素に接続させる義務。

ちなみにこれら義務条件は本来フランス語の略語形で表示されている。しかし本稿では意味の関連性に有契性が出せるよう TB, BPG, IB, BAO とドイツ語の短縮形に切り換えた記号を用い

る (Moeschler 1994: 69-84 参照)。

### 2-3 論証の言語形式

論証 (論弁) は日本語であれ、ドイツ語であれ「(私は) ～と考える、思う」あるいは「～である、～であろう」等の命題 (結論) を提示する言語表現と、その根拠づけを行う「なぜなら～だからです」「というのも～でありますから」等の「論証マーカ」(Krier 2001: 107) から成り立つと考える。この点発話者は根拠づけと結論の間の論証関係を構築して、自身の見解を立証し、聞き手の理解を容易にする必要がある。その際ドイツ語の政治討論では論理的関係を表す接続詞と副詞の組み合わせである wenn - dann は特に多数の国会議員によって繰り返し用いられる常套文句になっている (Krier 2001: 111 参照、訳 宮内)。他方、提示された見解に対する反応として、この発話と対照をなす修正か補足情報を表明する接続詞 aber は国会での演説者の半数以上によって頻繁に用いられている。さらに高頻度で使われる論証マーカとして因果関係、認容、反意 (逆説)、条件法を意味する also, da, denn, obwohl, weil, zwar ... aber, のような接続詞や deswegen, daher, dennoch, doch, einerseits..., andererseits 等の接続詞的副詞が挙げられる (Krier 2001: 108～111 参照)。

これに加えて強調したり、評価を下す、あるいは制限を加えたり修正した上で異議を挟む意図を表す immerhin, vielmehr, allerdings, jedenfalls, nur 等の連結詞も頻繁に用いられる (Krier 2001: 107～110 参照)。この他、論弁行為の有効な手段として特定の語句の繰り返しや並列法による修辭法がよく用いられる: leider..., leider..., das liegt daran, dass...。後者の並列法は聞き手の関心を強め、情報などの解釈を容易にする機能が認められている (Krier 2001: 111f. 参照)。

なお日常の自然な会話では自己主張および根拠づけはこのような特定の文法的論証マーカに限定されず、談話の脈絡によりかなり広範囲な言語形式が利用される。

- ・それは全然違います。今のイラク特措法自体がわれわれは憲法違反だと思っていますし、それに…… (NHK 日曜討論、2004年6月13日、市田忠義)
- ・ Also, wissen Sie, schon die Gründung meiner Partei war... (‘Aufstand im Osten’: G. Gysi : 25)
- ・ Und ich glaube, dass wir im Zuge der Geschichte durchaus bewiesen haben... (‘Aufstand im Osten’: G. Gysi : 26)

## 3 ドイツ語・日本語政治討論と論証様式

### 3-1 ドイツ語政治討論

ドイツの政治家がラジオやテレビ・インタビューに応じる際、大多数の政治家は取材者に自然な仕方では焦点を合わせるよう心がける。見方を換えると視聴者の存在はこれら政治家の意識

内に入っていないことになる。少数の政治家だけが同業の政治家に自己宣伝を意識し、同時に視聴者の市民を念頭に置いてメッセージが送れる話し方を心がける。すなわち複数の対象を念頭に置いて発言する、という二つの対応に別れるという調査結果が見られる (Roth 2002: 90f. 参照、訳宮内)。

これと並行してインタビューや討論に参加する政治家や政治活動家に共通するのは本来「期待される事柄に即した議論の交換ではなく、完全な演出を意識して自己を肯定的に売り込むことであり、政治家の言葉使いは政治の現実を明らかにするのではなく、国民の関心を逸らしたり、宥めるなど操作を行うために用いる」(Roth 2002: 74, 訳 宮内) ことである。この状況に対して一般市民の間では「政治家が誇張した弁舌を振るうが、内容は何も無いという認識が広く浸透している。これは市民が日常、新聞などを通じて政治家の弁舌に対する経験を積んでいる」からと指摘されている (Roth 2002: 74, 84f., 91f. 訳宮内)。

本研究で談話分析の対象にするドイツ語の資料は2004年8月～9月初旬にかけてPhoenix RundeあるいはMünchener Rundeという番組名の45分間の政治討論を8本、ARD (第一番組)の60分と45分の番組を各1本の計10本をビデオ・テープに録画した。これらテープの文字起こし作業はベルリンの本職に依頼して全て完了している。

ドイツ語および日本語のテレビ政治討論で共通する枠組みは司会者が政府与党を代表する政治家に懸案となっている政策や法案に関して世論や野党を代弁して質問をし、その応答を野党側の政治家に質問の形に変換して反論させるという展開の仕方である。なお発言時間に関しては司会者が管理しているという可能性が高い。この点Phoenix RundeとMünchener Rundeの討論では司会者の取り仕切る部分が多く、そのためか発言権の奪い合いや割り込み、発話重複等が稀にしか発生していないような印象を受ける。

ちなみに政治討論の分析は、筆者がまず一人でを行い、その結果に関してドイツ語母語話者である共同研究者とそのビデオ録画を検分しながら問題となる箇所について意見の交換を行った。そして最終的に理論言語学専門のH.-H. Lieb (ベルリン自由大学名誉教授) に非言語行動を含めた解釈の確認を行っている。この討論分析の結果に関しては筆者がベルリンでSüddeutsche ZeitungとTageszeitungの日刊紙で情報を収集して内容的な確認作業も行っている。

以下で分析するドイツ語のテレビ政治討論は2004年8月にPhoenix (チャンネル名)の45分の長さの番組を録画したものである。出席者は政府与党のドイツ社会民主党 (SPD)のMarkus Meckel氏、野党第一党のキリスト教民主同盟 (CDU)のGünter Nooke氏、同じく野党のドイツ社会主義党 (PDS)のGregor Gysi氏、そして「月曜デモ」の組織委員であるWinfried Helbig氏の4名と司会者 (女性)の計5名で構成される。席はゆるやかな楕円形で中央に司会者、客席から見て司会者のすぐ左側にデモ組織委員であるHelbig氏、その左側に政府与党SPDのMeckel氏が座を占め、司会者のすぐ右側にPDSのGysi氏、その右にCDUのNooke氏という順になっている。

討論の議題は「東ドイツの蜂起（“Aufstand im Osten”）」で政府が労働市場改革を目的に2005年1月から導入を目指した法案「ハルトツ4（“Hartz IV”）」に反対する「月曜デモ」が毎週、各地、特に旧東ドイツで繰り返された社会問題が背景にある。最初に司会者はなぜドイツ統一後14年を経た今、デモが東ドイツで繰り返されるのか、その背景に何があるのか、原因は何かという質問を政府与党SPDの国会議員 Meckel氏 に、次に野党第一党のCDUの国会議員 Nooke氏 に行った。ちなみに討論に参加する政治家とデモ組織委員はすべて旧東ドイツ出身である。この質問に2人の国会議員はそれぞれの視点からデモの背景に関する見解を述べ、デモ行動に理解を示している。

司会者はこれを受けてPDS 党の設立者の1人である政治家 Gysi氏 に向かって「誰も彼もがデモに理解を示しています。このことでPDS が最もこのデモを含めて利益を受けており、現在PDSはポピュリズムだと非難されています。そしてPDS はベルリンでは例えば強硬な財政緊縮路線を支持しています。今や東ドイツのこのデモによる抗議行動で最も恩恵を得ているのはPDSであり、またもや人気大上昇です。Gysiさん、PDSはポピュリズムだという非難に何と答えますか」という質問をした。これを受けてGysi氏は早口でポーズを入れずに一気に話し始めている。

Gysi 25 : Also, wissen Sie, schon die Gründung meiner Partei war alles mögliche, aber nicht populär. Ir +TB +BPG +IB

このシーケンスは司会者の質問に「当初からわが党の設立はありとあらゆる問題がありました。しかし党の設立に人気があったわけではありません」と正面からPDSがポピュリズムであるとの批判に反論する立場をまず初めに表明している。冒頭のAlso, wissen Sie, はこれから意見を要点的に述べることを予告する論証マーカーとして機能している。ここでGysi氏の非言語行動で有意と思われるのは、発言権を握ってからは司会者をはじめ他の3人の出席者に視線を短く流す程度にして、自分の考えを早口で表現していく応答ぶりである。これは発言権を他者に奪わせまいとする意図から出ていると理解できる。この点はドイツ語や英語話者には話すピッチを緩めたり、視線を特定の相手に一定の間、合わせたままにする非言語行為は、発言権を譲っても良いという不文律の了解が有ることからも裏付けられる（Sacks, Schegloff & Jefferson 1974, 1978, Levinson 1983: 298；ザトラウスキー 1993: 11f. 参照）。

さて25の発話は先行する主導的構成素（24）に対する回答である。そのため応答構成素を意味するIrと表示する。25はポピュリズムという非難に直接、反論した対応であり、話題性条件を充たしている。また命題性条件も主導的構成素に対する反論の内容になっており充足している。次に発語内行為条件は主導的構成素に対応する回答という発語内行為のタイプを充たしており、やはり+IBであると判断する。ちなみに論証方向条件に該当する発話はまだなされていない。そのためこの義務条件の試験は不要となる。

Gysi 26 : eh Und ich glaube, dass wir im Zuge der Geschichte durchaus bewiesen haben,

dass wir auch zu unpopulären Entscheidungen stehen können.

+TB +BAB +BAO

この発話は「この歴史の流れの中で我々は不人気な決定にも同意することができるということ」を完全に証明してきたと思う」と25で行った反論の根拠づけを始めたとして理解できる。なお26は25と同一話者の発話であるため、分析はモノローク対応の3種類の義務条件を適用して各シークエンスの整合性を吟味する。

まず話題性条件を見ると、この発話はPDSがポピュリズムではないという反論の論拠づけと理解できる。そのため同じ話題の枠内に収まっているので +TBが妥当となる。同様に論証関係条件は、ここは適切な論証関係を作り出すシークエンスに接続する義務を充たしている。そこで適格であると判断して +BABの評価を出す。そして論証方向条件も最初の論証方向性に矛盾しない構成素に接続させる義務を果たしているのでやはり +BAOの判定を下す。

Gysi 27: Ich kann mich erinnern, z.B. ziemlich einsam gegen die Währungsunion schon damals polemisiert zu haben, wo ganz viele, damals ja noch Bürgerinnen und Bürger der DDR dachten, jemand wie ich gönnt ihnen einfach das Westgeld nicht oder so, aber mir ging es ja um die wirtschaftlichen Folgen.

+TB +BAB +BAO

27の発話は「思い出すことが出来るのですが、私は例えば通貨同盟にはすでに当時からかなり孤立した状況で反対を表明していました。当時それを旧東ドイツの国民の多数は私のような政治家が単に西側通貨の恩恵に与らせないようにしていると受け取ったわけですよ。しかし私は何と言ってもその後の経済的影響を心配していたんです」という内容である。これは先行する26の主張を具体的な事例を挙げて根拠づけた発話と理解できる。

以上の解釈から27の発話は話題性条件、論証関係条件、論証方向条件の義務を共に充足している。そこで +TB +BAB +BAOと記述する。

Gysi氏はさらに28～31でポピュリズム政党という非難に対する反論を裏付ける第二、第三の論拠を早口で提示している。なおGysi氏はこの時点までPopulismusという言葉は口に出さず終始populär「人気のある」に否定詞を付けた表現を用いて反論している。

Gysi 32: Und ich denke, dass z.B., wenn die SPD jetzt immer sagt, es ist ihr bloß nicht gelungen, so richtig die Leute zu informieren, dann [::] erweckt sie ja den Eindruck, dass die Leute gar nicht Bescheid wissen. Ich glaube, die sind schon informiert, die wissen auch, worum es geht, und dagegen stellen sie sich. Und ich finde eben auch den Ansatz von Hartz IV falsch.

// Und // {?}

Mod. 33: // Wir wollen {?} //

Gysi 34: //insofern sagte ich //der PDS, sie muss dabei bleiben.

+TB +BAB +BAO

Mod. 35 : {?} //ja {?}// Aber wir reden jetzt nicht über die Details von Hartz IV, Herr Gysi. Ich will auch gern Herrn Helbig noch mal zu Wort kommen lassen. Sie haben ja gesagt, oder ?

32で「私が考えるに例えばSPDが今、国民にちゃんと十分に説明できなっただけだと何度も繰り返して言っています。そうなる国民はハルツIVが全く分かっていないかのような印象を与えますよね。しかし私は、国民はすでに情報を得ており、何が問題かも分かっていると思いますよ。だから国民はこのハルツIVに反対しているのです。それで私もまさにハルツIVの出発点が間違っていると思っています。」とGysi氏は政府与党SPDを批判している。この時点でもGysi氏はポーズを入れず「それで……」と反論をさらに続けようとした。しかしここで司会者が割って入っている。//……// は発話重複の始まりと終了を指す。{?}は何を言ったか聞き取れなかった発話である。司会者が33で発言を始めた。それにも拘らずGysi氏は発話を中断することなく34までPDSを正当化する主張を展開している。32と34もポピュリズムの非難に反論した論拠を示した発話であると位置づけられる。

ここでGysi氏の意見展開を総括すると、25の後半のシークエンスで「PDSは人気取りの党ではない」という結論を冒頭に提示し、その後は34までその反論の根拠づけを行ってきた。その中で31では反論の一環として「人気取りの政治をすることは禁止されているわけではない」という命題を新たに示している。そしてこの命題に対して32および34で根拠づけを行ったと解釈できる。なお34の発言には言外に「PDSをポピュリズム党と非難するならさせるままにしておけ」という含みが読み取れる。

このような解釈から32と34の発話は話題性、論証関係、論証方向に関する条件を全て満たしている。したがって+TB +BAB +BAOの評価を出す。なおこれらのシークエンスの間に司会者が発言を挟んでいるが、ごく短時間で遮られているのでここもやはりモノロークとして扱うことにする。この後すぐに司会者がGysi氏の発言を「ここではハルツIVの細部を問題にしているではありません」と遮って、他の出席者に発言権を与える行動に出た。

以上の談話分析を通じてGysi氏の発話はまず初めに結論を表明し、その後に5種類に及ぶ根拠を挙げて論証を積み重ねた構成を成しているとまとめることが出来る。すなわちこの談話構造は上でドイツ語母語話者に対して予測した「結論（命題）—根拠づけ（論証）」の論証様式が実践されていると言える。

ちなみにこの討論全体で32回の発話の内、「結論（命題）—根拠づけ（論証）」の順の発話は28回（全体の88%）カウントできた。なおこれと逆のパターンの発話は3回数えられた。またこの何れにも属さないとされる発話が1回見られた。これは問題になっている事柄および先行する発話に関して直接的に関係ない提案をした発話内容である。ちなみにここでは20語位までの約0.03～3秒間の短い発話はカウントから除いた。それはこれらの発話が単なる肯定か

否定を行ったり、あるいは単に「その通り」と同意を示したり反論の意思表示をただけで、主張と根拠付けの両要素が含まれていないからである。

この政治討論は話し言葉に特有の言いよどみや言いとちり、発言権の奪い合い、ポーズなどの現象が殆ど観察されず、これで話し言葉と言えるかという疑問さえ一方で禁じ得ないほどであった。それにも拘らずこれらの発話は紛れもなくアドリブに生成された話し言葉であると認めざるを得ない。それはこの枠組みの討論で参加する政治家は論題については予め知らされていても、どのような質問を誰にするかは司会者が臨機応変に決めていき、発言を求められた場合は当意即妙に応答するよう期待される状況に置かれていると推定できるからである。

### 3-2 日本語政治討論

日本の政治討論では司会者または他の政治家から質問を向けられた政治家は直線的に「イエス」「ノー」に当たる応答を言語表現せずに問題の背景を説明したり、結論を出す前の条件などの話しを始める傾向がある。また実際の討論の仕方として「え〜」「あのお」「実態としてね」等の発話をつなげる詞をよく挟み、何が言いたいのか把握しにくい曖昧な応答をすることがよく観察できる。これに加えて敬語に代表される待遇表現が重要な機能を担っており、これは事実の解明や「情報所有度より、対人関係の方をより重視する」(メイナード1998: 119参照) 相互行為のスタイルが発達する要因になっていると考えられる。このことは言語表現の厳密さや論理的明晰さ、情報の内容などに第一義的な価値を置かない思考法によって支えられていると見なせる (Mae 1993: 164、宮内 1995 アспект 38f. 参照)。

日本語の資料として2004年6月から11月中旬にかけてNHK総合テレビの「日曜討論」を3本(60分を2本と110分を1本)とテレビ朝日の番組「サンデープロジェクト」の討論番組(約60分)を3本録画してある。これら6本のビデオ録画の文字起こし作業は全て済んでいる。

ここで分析する言語資料は2004年6月13日に放映された「NHK日曜政治討論」の録画(60分)を使用する。論題は自衛隊のイラク多国籍軍への派遣および年金問題である。司会(男性)は1名で、出席者はドイツ語政治討論に比べて1名多く、自民党幹事長安倍晋三、公明党幹事長冬柴鐵三、民主党幹事長藤井裕久、日本共産党書記局長市田忠義、社会民主党幹事長又市征治の5名である。座席は司会者がコの字型の中央に座り、政府与党の自由民主党と公明党の幹事長が司会者の右側に席を取っている。それと向かい合う形で司会者の左手に野党の民主党幹事長、共産党書記局長、社民党幹事長の順の配置になっている。局側は番組の冒頭でイラク派遣の法的、社会的問題に関する情報提供をVTRで1分25秒間流した。それを受けて司会者が以下の導入を行い、まず政府与党の自民党幹事長に以下の質問を始めて開始された。

**司会1:** ……小泉総理大臣は先の日米首脳会談で、イラクで編成される多国籍軍に自衛隊を参加させるという方針を明らかにしましたが、野党側は憲法上問題があるなどとして一斉に反発をし、……そこで今日は多国籍軍への参加や( )国会会期末への対応などを中

心に討論をして頂きます。まず（：）多国籍軍への自衛隊の参加の問題ですが、安倍さん、自民党の中にもですね//

安倍2： //ええ//

司会3： //ええ自衛隊の海外派遣をなし崩し的に拡大をしていくと、そういうことに成りはしないか、こんな懸念も指摘されているわけですが、多国籍軍への派遣（：）これは全く問題ないということですか。

安倍4：（司会者の方を向いて顔を縦に振りながら）あのうもし、多国籍軍への参加ということになれば初めてのことでですから、しっかりとした政治決断、その前提となる議論が必要であるという風にこう思っております。ですから、今週中にですね、しっかりと党内で、また与党で議論しなくてはならないとこういうふうに思っております。

Ir +TB - BPG - IB - BAO

なお司会者の発話は討論進行という役職から意見表明や説得など独自の自己主張を行わないと想定できるので分析の対象から外す。なおここでの政治家の発話にもポーズが殆ど入らないので、音声の文字化は原則的にシークエンス毎に区切らず、意味上のまとまりを目安に行われた。

安倍氏の「ええ」と途中で応じながら、答える前の頭を縦に何度か振る行動は、質問の主旨は了解した、という意味合いに解すべきかと考える。司会者の質問は、自衛隊の多国籍軍への派遣は（憲法上）問題はないのかという主旨であろう。ただ「安倍4」の応答はこの点については一言も触れておらず「政治決断、その前提となる議論」という言い方で、政府がその政治決断をする際の手順を説明している。さらに安倍氏は論題の核心である憲法違反になるという野党側の主張に対して自分のコメントは何も述べていない。ちなみにこの発話行為は一つの文を主語－述語の関係で最後まで述べず、終わりの部分を省略したと見なせる構文になっている。

上の4のシークエンスは前の司会者3の質問が主導的構成素になるため、応答構成素になる。話題性条件に関しては「多国籍軍への参加……」に触れているので、その義務条件は充たしている。しかし命題性条件については、4の発話に対して「反意、含意、言い換え」のいずれにも該当しない。そこでこの義務条件は充足しておらず、－BPGという判定を下す。次に発話内行為条件は、主導的構成素で表明された質問に直線的に対応する回答になっておらず、派遣するための手続きを説明した内容と考えられる。その結果、応答の焦点は発話内行為条件を充たす内容とは判断できない。そこでやはり－IBという結果になる。最後に論証方向条件に関しても、論点となる違憲か合憲かの見解は何も表明していない。そのため主導的構成素である質問と同一の論証方向を有しているとは見なせないので－BAOが妥当と言える。

安倍5：私は、あの、個人的にはですね、多国籍軍に参加するかしないかということではなくてですね、憲法に反しているかどうかと云うことだと思いますね。ですから海外で武力行使はできない、そして集団的自衛権は行使できないというのが今の政府の憲法解釈で

すから、その中で問題がなければですね、同じ活動であれば (::) 現在自衛隊がサマワでやっている人道復興支援作業であればですね、これは当然、あのう、{ ?新しい決議? } がやってきて国際社会に協力を要請しているんですから、同じ活動を通じて行くのであれば形態が変わっても憲法に反しない限り私は続けていくべきであるとう思います。

+TB - BAB - BAO

質問の焦点は自衛隊のイラク・サマワ派遣が合憲か違憲かであろう。この点については司会者が1で「野党側は憲法上問題があるとして……」と指摘もしている。5の発話で安倍氏はその指摘を「憲法に反しているかどうか」と言い換えてはいるが、しかし派遣することが合憲か違憲かについてはここでも安倍氏は見解を直接的に表明していない。それを通り越して「ですから」以降でイラク派遣が「これ迄の政府の憲法解釈の枠内であるならば」と政府の憲法解釈を楯にして自分が合憲と判断していることを表明したと受け取れる。この前提のもとに「個人的な意見」としながら、最後に「その中で問題がなければですね……同じ活動を通じて行くのであれば形態が変わっても憲法に反しない限り……」と安倍氏は自分が合憲と思う論拠を提示した後、「私は続けていくべきだとう思います」と派遣の継続をすべきであると結論づけている。

この応答は問題の核心に入らずに最初から政府の「合憲」解釈だけを示して「合憲だから合憲である」と主張するトートロジーに比較できるのではないか。これは核心の問題に関して正面から意見を闘わすのを避けるために問題の周辺から自分の意見を述べていく論法と見なすことが出来る。

以上「安倍5」の発言の流れには「誰が何をしたか」を示す主語-述語の関係が直線的かつ論理的に言い表されていない。これは「ですから」と「帰結」を予告する詞を口にしながら、結論を意味する命題ではなく、合憲か違憲かを決定する手続きの話をしていることとも関連する。このような点からも発話シークエンス間に一貫性が取れておらず、結束性が崩れていると見なせる。そのためこれらの発話は話題性条件を除いて論証関係条件と論証方向条件の2条件は不適格と判定する。なお終わりから3行目の{ ? …… ? } は明瞭に聞き取れなかった発話を意味する。

ここで安倍氏の発言全体を見た場合、4、5の前半までは自衛隊派遣に関わる条件と背景の説明であり、5の後半で初めて質問に答える見解が示されたと理解できる。すなわちこれらの発話の構成は冒頭に中心的問題の解決のための条件の説明がなされ、最後に結論として自己の見解を提示した構造になっていると解釈できる。これは初めの手続きなど必要条件の説明は「論拠」と置き換えることが出来る。そうなるとこの発話は上で言及した中国や日本など東南アジアで一般的とされる「背景説明(論証)-結論(命題)」の論証様式に合致していると見なせる。

ちなみに60分にわたるこの討論全体で、発話数は50回にのぼる。そのうちこれと同じ「背景説明(論証)-結論(命題)」のパターンの発話は18回 (= 36%) 見られた。これに対して「結



1) 55%、2) 45%という分布になっている。ここから資料とした政治討論では6割前後が「結論—論証」の様式で自己主張を行い、4割前後は初めに背景説明など根拠を説明し、結論を最後に述べる話し方をしている構図が明らかになったと言えるだろう。

ドイツ語の討論では、自己主張や他者の説得に関わるノンヴァーバルコミュニケーションの分野で頭の縦ふりは想定していた通り極めて稀であった。この非言語行動は5人の討論参加者の内、1人だけが2—3度見せただけである。なおドイツ語ではこの「聞き手のシグナル」は発話者の視線を合わせたまま、頭を動かさず傾聴する姿勢が一般的と言える。これに対して日本語では「ええ」という応答と合わせてこの頭の縦ふりが2～3人の政治家に観察できた。ドイツ語では発話者は他の出席者に一応満遍なく視線を合わせても、ターンを奪われることを防ぐため必要以上に一人の参加者に視線を留めることは避けるように見える。非言語行動については今回、他の政治討論まで詳細に比較検討することは出来なかった。

ドイツと日本の政治討論の比較対照でまず目立つ特色は、ドイツの政治家は日本の政治家に比べて話す速度が速く一人当たりの発言量が多いと感じられる点である。しかし客観的にその差を明示するには、日本語の語の定義が明確に示せない問題がある。この問題を解決するため、例えばメイナードは英語—日本語の対照分析で発話量を計測する装置として思考の単位によって区切る“PPU”という概念を持ち出している（メイナード1998: 93-96参照）。しかしこの単位を採用してもドイツ語の発話量を正確に把握するのは難しい感じがする。それは一つに資料のドイツ語政治討論では話す速度が日本語に比して速く、殆どポーズを入れずに連続して話し続ける政治家が圧倒的に多い現実があるからである。加えてドイツ語の語の定義は出来ており、語句を数えることはさして難しくない。他方で日本の政治討論では政治家の話す速度がそれ程速くはないが、「あのう」「ええ」等の「合いの手」をよく口にする。したがってこのような相互行為の様式の相違からPPUがどの程度役に立つか疑問である。そこで本稿では平均的な発話量の比較を行うために試験的にSchwitalla (1979:212) が政治家やスターなどを対象にしたインタビュー分析で用いた発言量を時間で示す方法を採用する。

以上の制約を踏まえた上でドイツ語と日本語各3本の政治討論（ドイツ語：45分×3本、日本語：60分×3本）で発話時間の比較を試みた。ドイツ語では最長の発話が各討論で134秒、111秒、84秒である。発話時間の平均値も77.3秒、75秒、31.3秒と討論により大きな差が生じている。ちなみに短い発話は0.02秒から1秒未満で2～7語の語句から成り立つ。なおドイツの政治家では話す速度の違いによって発話時間31秒の例をサンプルにすると133語、98語、74語という差異が見られる。これに対して日本語の場合は最長の発話が196秒、111秒、99秒という結果が出ている。また平均的な発話時間は59.29秒、52.92秒、50.87秒という値になっている。いずれにしても発話時間はドイツ語の場合に比べるとやはり相対的に少ないことが明らかである。なお発話時間と情報量との関係を対照的に考察する問題については合理的な言語学的方法を見つけ出す課題が今後に残されている。

## 文 献

- Bouchara, Abdelaziz 2002 : Höflichkeitsformen in der Interaktion zwischen Deutschen und Arabern, Reihe Germanistische Linguistik, 235, Tübingen.
- Günthner, S. 1993 : Diskursstrategien in der interkulturellen Kommunikation, Tübingen.
- Hinds, J. 1983 : Contrastive rhetoric : Japanese and English. TEXT, 3. 1990 : Inductive, deductive, quasi-inductive : Expository writing in Japanese, Korean, Chinese, and Thai. In Coherence in Writing : Research and Pedagogical Perspectives, ed. by Ulla Connor and Ann M. Johns, 89-109. Alexandria, Virginia: Teachers of English to Speakers of Other Languages, Inc.
- Kaplan, R. B. 1966 : Cultural thought patterns in intercultural education. Language Learnig, 16, 1-20.
- Krier, F. 2001 : Diskursorganisation in den Debatten des deutschen Bundestages. In : Deutsche Sprache, Jg. 29, 97-121.
- Kühn, Christine 2002 : Körper-Sprache, Elemente einer sprachwissenschaftlichen Explikation non-verbaler Kommunikation, Frankfurt a. M.
- Lee, J.R.E. 1987 : Prologue : Talking Organization. In : Button, G./Lee, J.R.E.(ed.) : Talk and Social Organization, 19-53.
- Mae, M. 1993 : Frauensprache als Sozialisationsinstrument? In : Kornadt, H.-J./Trommsdorff, G. (Hg.) : Deutsch-japanische Begegnungen in den Sozialwissenschaften, Konstanz, 159-183.
- メイナード、S. K. 2001 [1997] : 「談話分析の可能性」、東京  
 〃 1998 [1993] : 「会話分析」、東京
- 宮内敬太郎 1995 : 「日独言語行為の一側面」、立教大学ドイツ文学科紀要「アスペクト」 29号、31-55.
- Moeschler, J. 1994 : Das Genfer Modell der Gesprächsanalyse. In : Fritz, G./Hundsnurscher, F. (Hrsg.) : Handbuch der Dialoganalyse. Tübingen, 69-94.
- Ochs, E. 1979a : Planned and unplanned discourse. In : Talmy Givón (ed.), Syntax and semantics, Vol. 12, 51-80, New York: Academic Press.
- ザトラウスキー、P. 1993 : 「日本語の談話分析」、東京
- Schwitalla, J. 1979 : Dialogsteuerung in Interviews, Ansätze zu einer Theorie der Dialogsteuerung mit empirischen Untersuchungen von Politiker-, Experten- und Starinterviews in Rundfunk und Fernsehen (Heutiges Deutsch I/15), München.  
 〃 1994 : Gesprochene Sprache - dialogisch gesehen. In:Fritz, G./Hundsnurscher, F. (Hrsg.) : Handbuch der Dialoganalyse. Tübingen, 17-36.

- Roth, K. S. 2002 : “Man nimmt die Sprache immer nur dann wahr, wenn man ein Problem hat...” Thesen zum Sprachbewusstsein von Politikern. In: Zeitschrift für germanistische Linguistik, 30 2002, 73-99.
- Scollon, R./Scollon, W.S. 1992 : Intercultural Communication. Massachusetts, USA /Oxford OX 41JF. UK.
- Schiffrin, D. 1987 : Everyday Argument : The Organization of Diversity of Talk”. In : T. van Dijk (ed.) : Handbook of Discourse Analysis. Vol. 3 (London : Academic Press), 34-46.
- Toulmin, S. E. 1958 : The Uses of Argument. Cambridge at the University Press.
- Wunderlich, D. 1980 : “Pro und Kontra”. In : Zeitschrift für Literaturwissenschaft und Linguistik (LiLi), 109-127.